

標題

Belize 籍船の居住設備の検査及び証書について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0659
発行日 2006年5月9日

各位

2005年12月13日にBelize政府はTechnical Note TN-0017を発行しました。同Noteにおいて、2005年7月15日に同政府がILO条約No.92及びNo.133(以下、条約)を批准し、同国籍船は条約に適合することを要求しております。本Noteの内容は以下の通りです。

1. 適用日

2006年3月1日以降、全てのBelize籍船は以下の日までに条約に適合することが要求されます。

- (1) 2005年12月13日以前にBelize籍として登録された船舶にあつては、2006年3月1日以降の最初の船級又は条約の定期的検査。ただし、2006年12月31日を超えてはならない。
- (2) 2005年12月13日以降にBelize籍として登録される船舶にあつては、船級登録検査完了日。

2. 適用船舶

(1) 以下を除く500 gross tons以上の全てのBelize籍船に適用されます。

- (i) 漁船
- (ii) 軍艦及び軍隊輸送船
- (iii) 原始的構造の木船
- (iv) 営利目的で使用しない遊覧船
- (v) 人員のいない船舶
- (vi) タグボート
- (vii) 自国の領海内のみを専ら航行する船舶

(2) 200 gross tonsから500 gross tonsまでの以下の船舶については、主管庁の適当と認めるところにより、できる限り条約に適合することが要求されます。

- (viii) 国際航海に従事する船舶
- (ix) 危険物を積載する船舶
- (x) 10人以上の人員を搭載する船舶

(3) 前(viii)から(x)に掲げる船舶にあつては、主管庁に免除証書の発給を申請することができます。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 会社及び船長の責務

Technical Note TN-0017 において、船舶の管理者の責務が以下の通り述べられております。

- (1) 居住設備は常に適当な状態に維持されていること。
- (2) ロッカー等を除く居住区域を物置として使用せず、居住設備は常に使用可能な状態であること。居住区域に貨物を積載しないこと。
- (3) 船長又は指名された士官は週に 1 度居住設備の点検を行うこと。当該点検は少なくとも 1 名の乗組員と共に行って差し支えない。点検を行ったことを、航海日誌に記録すること。

4. 検査及び証書

- (1) 検査完了後は、検査実施支部にて有効期間が 5 年の証明書が発行されます。
- (2) 居住設備の変更又は改造若しくは最大搭載人員を増す場合には臨時検査が要求されますので、最寄りの弊社支部又は事務所に検査申請書を提出下さい。

5. 免除

条約に適合していない項目については、できる限り適合することが要求されております(例えば、寝室の定員の表示、設備の購入等)。やむを得ない事情により条約に適合できない項目(例えば、個人用衛生設備の据付により改造工事が必要になるもの等)については、当該項目の適用を免除することが認められております。この場合主管庁より免除証書が発給されますので、申請書に弊社検査員が作成した検査記録書を添えて主管庁に申請下さい。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艙装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp